	右
平	の
成	議
Ξ	案
+	を
_	提
年	出
_	す
月	る
+	0
九	

日

江 戸 Ш X 立 朩 テ ル シ ] サ 1 ド 江 戸 Ш 条 例 の 部 を 改 正 す る 条

例

提 出 者 江 戸 Ш X 툱 多 田 正

見

別 を え 改 号 に 表 別 必 改 第 め 第 江 第 第 第 第 第  $\neg$ \_ 表 + 施 + 要 九 七 六  $\equiv$ 戸 め の  $\equiv$ 第 を 設 条 利 条 条 条 条 条 Ш 江 同 戸 五 次 条 の 用 中 条 第 第 第 中 部  $\overline{X}$ を 同 条 の 中 見 第 を 立 Ш に 承 条  $\neg$  $\neg$ X 号 関 ょ 出 特 認 指 号 項 X 次 ホ  $\overline{X}$ 第  $\neg$ 分 う 定 号 中 民 立 係 の に 中 中 の テ し  $\neg$  $\equiv$ に 各 を 必 管 中 ょ ル 朩 き を 믁  $\neg$  $\neg$  $\neg$ 号 う 改 損 要 理 責 変 X を シ テ 中  $\neg$  $\neg$ \_ \_ め U に 利 者 承 で 更 長 ル  $\neg$ \_ る を 損 に 用 は 認 な 江 改 サ シ 戸 削 害 改 の 11 を 正 1 を を ド サ る 賠 め 承 理 Ш す の を  $\neg$ \_  $\neg$  $\neg$ 毀 江  $\overline{X}$ 江 償 る 認 下 削 由 変 る 1 の 戸 ド 損 の に る に 更 戸 民 下 U 義 に ょ を Ш Ш 江 に 利 戸 務 改 条 1) し  $\overline{X}$ に 用 ` に 朩 長 改 例 Ш め そ 料 \_ 改 テ 条 を め の 金 平 め に 以 る 例 に 同 ル  $\neg$ 他 る 改 条 シ 責 改 下 成 の の ] め 第 任 め 元  $\neg$ 規 に 年 サ る 部  $\overline{X}$ 程 号 ょ + 同 1 長 を \_ 条 中 ド 5 \_ 改 月 を 中 な لح 江 正 の 加 戸 利 す 利 11 L١ え う 建 用 理 Ш る 用 利 に 物  $\overline{\times}$ 条 由 用 同 を つ に 条 例 単 条 例 付 ょ 11 位 第 帯 第 利 て 0 に \_ 兀 設 用 て 改 兀 \_ 備 号 め + ഗ を

加

る

0

に

中

行

す

1 る 備 バ 客 こ 施 四  $\equiv$ 考 ン 室 行 の 付 — U は ١J た ケ IJ 条 期 利 時 て 指 兀 う ツ 例 日 間 歳 則 用 利 定 子 般 1 は 料 当 ど ۲ 用 管 未 ル ` た す 満 金 五 理 も は 子 平 に IJ 中 七 る 者 扱 の 厶 تع 般 成 こ 学 は 0 が 11 者 も Ξ 円 لح 生 あ لح の + 飲 を \_ が 5 す 利 以 0 上 食 上 で か る 用 年 料 料 限 0 じ の き + 金 ح 円 る 金 者 め 月 0 は L き は を バ こ しし 含 た む 日 ま ン 無 額 の を 11 ` 得 料 な لح ケ 場  $\equiv$ 0 九 لح 子 以 L١ す 合 ツ な 下 تع る 1 の ŀ١ す 七 九 九 も ル 利 لح る 七 五 五 0 ] لح 認 施 用 0 0 0 行 た 料 は 厶 め 円 円 円 だ 日 に 金 四 た \_ あ 場 U 歳 は لح 合 以 部 泊 0 上 屋 L١ て 客 は 寝 Ξ は 中 人 う 室 具 当 に 利 を 学 時 た 部 利 生 間 あ 用 当 IJ か 屋 時 用 0 未 た 5 て 間 す 満 施 る 1) 時 は を の 間

延

長

当

人

場

合

者

を

2 経 こ 過 の 条 措 例 置

ょ

る

改

正

後

の

別

表

の

規

定

は

施

行

日

以

後 に

利

用

す

る

者

か

5

適

用

同 日 前 に 利 に

従 前 の 例 に ょ

な

お

る

用 す

る 者 及 び 同

日 前 に 既 に 利 用 の 受 て

承 認 を け ١J る 者 に つ ١J て は

U

- 4 -

ほ か

規

定

を

整

備

す

る

必 要

が

あ る

の

で

本

案

を

提

出 い

た

し

ま

す

消

費

税

法

 $\overline{\phantom{a}}$ 昭

和

六

+

 $\equiv$ 

年

法

律

第

百

八

号

 $\overline{\phantom{a}}$ 

の

改

正

に

伴

しし

利

用

料

金

の

額

を

改

め

る

説

明